

第5回仙台市の就学支援の在り方検討委員会議事録

- 1 日 時 令和3年9月28日(火) 15:00~16:45
- 2 場 所 仙台市役所上杉分庁舎12階 教育局第1会議室
- 3 出席委員 小野寺治歌委員, 小野寺正枝委員, 癸生川義浩委員,
高屋隆男委員, 寺本淳志委員 (Web参加) (計5名)
- 4 欠席委員 遠藤克宏委員, 齋藤有美委員, 庄子希恵委員, 蔦森武夫委員,
林みづ穂委員 (計5名)
- 5 事務局 教育局学校教育部長 郷家貴光
教育局学校教育部特別支援教育課
課長 秋山一郎
主任指導主事 堀越秀範, 大久耕
指導主事 齋藤義治
専門員 武田洋 (計6名)
- 6 次 第
 - (1) 開会
 - (2) 教育委員会挨拶
 - (3) 議事
 - ①仙台市の就学支援の在り方委員会報告書(案)について
 - ②その他
 - (4) 閉会
- 7 会議資料
 - 資料1 仙台市の就学支援の在り方検討委員会 報告書(案)
 - 資料2 第4回仙台市の就学支援の在り方検討委員会を受けて
 - 別紙1 仙台市の就学支援の在り方検討委員会スケジュール

(1) 開会

事務局（特別支援教育課：堀越主任指導主事）

本日はご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、第5回仙台市の就学支援の在り方検討委員会を開会いたします。

(2) 教育委員会挨拶

事務局（特別支援教育課：堀越主任指導主事）

それでは、開会にあたりまして、郷家貴光学校教育部長よりご挨拶を申し上げます。

事務局（学校教育部：郷家部長）

本日は、ご多用の中、第5回仙台市の就学支援の在り方検討委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様には、本市の教育全般にわたり、ご支援ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

去る8月2日から5日までの4日間にわたり、来年度小学校に入学予定で特別支援学校や特別支援学級を検討されている方を対象とした相談会を実施したところ、300件ほどの申し込みをいただきました。その後も、100件近い申し込みをいただいて、現在も随時相談に応じているところでございます。相談状況などを伺いますと、保護者の方々の特別支援教育への期待の大きさをひしひしと感じているところでございます。

前回の検討委員会におきましては、本市の就学支援に係る課題への対応の後半部分について、委員の皆様からご協議をいただいたところでございます。

本日は、これまで皆様にご協議いただきました内容を基に、事務局で作成した最終報告書(案)について、協議をしていただくという流れになってございます。

本日のご協議におきましても、それぞれの委員の皆様のお立場から、忌憚のない御意見を頂戴することをお願い申し上げまして、簡単ではございますが私からのご挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

事務局（特別支援教育課：堀越主任指導主事）

郷家部長は、他の公務がございましたので、ここで退席させていただきます。

本日の会議は議事録作成のために、録音させていただいております。マイクは使用いたしませんので、恐れ入りますが、ご発言の際には、大きめの声でお話しくくださいますよう、お願いいたします。それでは、ここからは、高屋委員長にお渡しいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 議事

(高屋委員長)

皆さんこんにちは。それでは、さっそく会議を進めたいと思います。

最初に本日の議事録に署名をしていただく委員を指名したいと思います。ご出席の委員の名簿順ということで、今回は庄子委員をお願いしておりました。次の方ということになりますので、本来蔦森委員をお願いするところですが、本日蔦森委員が欠席ですので、宮城教育大学の寺本委員をお願いいたします。

(寺本委員)

承知いたしました。

(高屋委員長)

よろしくお願いいたします。

始めに、議事に入る前に、前回、第4回の検討委員会の議事内容や資料に関するご意見についてですが、事務局からは今回は特にいただいていないという報告を受けております。

前回の内容について、言い忘れた意見等はございませんか。

なければ次の議事の内容にも関連する部分もございますので、その時にご意見をいただければと思います。

本日の議事でございますが、前回協議した「仙台市の就学支援の課題に対する検討案について」の後半部分を再整理した内容と最終報告（案）について、事務局から説明をしていただきたいと思っております。

始めに、前回の協議事項を受けて事務局が再整理した後半部分について説明をお願いします。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

それでは、ご説明いたします。本日お配りしております資料2をご覧ください。

前回の第4回委員会において委員の皆様からいただいたご意見に対して、当日、事務局で回答した内容、また、本日まで文章での記述等について整理した内容のうち、今後の方向性や、最終報告書を作成していくに当たり確認していただきたいものを抜粋して載せてございます。

前回と同様、左側が前回お示しした検討案、右側が再整理した内容となっております。内容を説明いたします。

まず、検討案として説明させていただいた「2 早期からの一貫した支援について」です。

ご意見の一つ目としましては、「5歳児とはどこを指すのか」「対象とする保護者はどのような方と考えているのか」というものがございました。

これは、前回の協議の中で説明させていただいたところですが、事務局としては、5歳児は年中児を指してはおりますが、それだけには限定せずに保護者の方などのご希望があれば年中児以外の方も受け入れていくとして、今後も柔軟に検討してまいりたいと思っております。

また、保護者の障害受容の状況等に応じて多くの方々に情報提供できるように、集合型のみではなく、オンライン形式等も取り入れていくということを考えております。

この点は、前回の委員会で委員の皆様からいただいた意見を反映させております。

ご意見の二つ目としましては、在籍園の先生方への就学に関する情報の提供はどのように行われているのか、そして、在籍園の所長の方や各区の家庭健康課の担当者への情報提供も必要なのではないかとということについてもご意見としていただいております。

事務局としましては、保護者へお渡ししている就学に関する案内の資料につきまして、在籍している園を通して配布しておりますことから、在籍園の先生方にも同じ資料に目を通していただくことにより、内容が周知されているものと考えております。

また、在籍園の先生方対象の研修の中で、就学に関する情報提供もさせていただいております。ちなみに今年度は9月に市立保育所のチーフコーディネーターの先生方を対象とする研修会で、本課の担当者から就学に関するお話をさせていただきました。

また、これからになります。12月には子供未来局子供保健福祉課が「5歳児のびのび発達相談」の実施状況を踏まえた報告会を開く予定で、そちらにも本課の担当者が参加して、各区の家庭健康課の担当者にも就学に関する情報提供をさせていただく予定となっております。

このような点が、前回委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて整理させていただいた内容となっております。

次に、2ページをご覧ください。左側に「3 関係機関との連携」がございます。

こちらは、アーチルから市就学支援委員会への資料提供の方法として変更したのは、簡略化が目的ではないために「事務手続きの改正」としてはどうかというご意見をいただきました。

事務局としましては、今後も福祉部局、アーチルとの顔の見える連携を継続しながら、相談件数の増加を踏まえ、アーチルの負担軽減を図り、就学支援の在り方を検討していきたいと考えております。

なお、最終報告案には、今後の就学支援の在り方としての方向性を示していただくこととなりますので、この段階であまり細かい部分にまで限定して記述しない方がよろしいかと考えて、このような内容となっております。

次に3ページ目、「4 多様で柔軟な仕組みの整備」に入ります。

前回、交流及び共同学習として特別支援学校が居住地校交流を行う際の、対象とする学級に関する質問及びご意見がありました。

事務局としましては、居住地校交流を行う場合、特別支援学校と地域の学校それぞれの児童生徒にとって互いに有益な活動になることが前提であると考えております。通常の学級、特別支援学級どちらでも児童生徒や学校の実情に応じて行っていくものであると捉えております。

このことについては今後も学校等に対して、様々な機会に事務局から発信していきたいと考えております。

続きまして、4ページから5ページになりますが、「5校内就学支援体制の充実」についてです。

ここでは一つ目として、小中学校における就学支援に係る負担軽減を考慮し、「一定条件を満たす場合に、市就学支援委員会での審議を任意とする」ということに関して、委員の皆様から「一定の条件をどのくらい示すのか」また、「どのような条件整備をするのか」というご質問をいただいております。

事務局としましては、学校が就学支援の相談や事務を円滑に進めることができますように、今後一定条件の内容を整理していくことを考えております。

学校が校内就学支援委員会において、学びの場の検討を丁寧に行ったうえで、事務局においても一定条件に合致していると確認できた場合は、在籍異動を可能とする案なども今後検討していきたいと考えております。

具体につきましては、前回、案としてご説明した内容になっております。

いずれにしましても、委員の皆様からいただいたように、学校現場の方で混乱が生じないように丁寧に説明をしながら、対応可能な内容を今後検討していきたいと考えております。

これらの対応をすることで、審議件数の減少やスムーズな在籍異動につなげていきたいと考えております。

また、学校から提出される相談票につきましても、就学支援委員会で使っている資料の簡略化を検討して、学校の事務負担の軽減を図っていききたいと考えております。

二つ目としては、前回の委員会で「学びの場は固定したのではなく、子供の教育的ニーズを踏まえて常に変化するものである」ということが大切であり、「教職員も保護者もそれを共有することで就学がスムーズになると思われる」という貴重なご意見をいただきました。この内容につきましては、報告書案の方にも記載させていただいております。

以上、前回の協議を受けて再度整理した内容についてご説明いたしました。

(高屋委員長)

説明ありがとうございます。第4回の検討委員会で協議した内容を受け、事務局で再整理したということで、子供たちのために、保護者のために、かつ学校の教員にとっても柔軟さをもって対応していくという説明があったと思います。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から、質問、意見をいただきたいと思います。

時間は十分にありますので率直な意見をいただければと思います。

(小野寺治歌委員)

前回の話し合いを受けて丁寧な検討をしていただきましてありがとうございます。

それで、一点お伺いしたいのですが、「5校内就学支援体制の充実」の「一定の条件」というところですが、今後の見通しをいつまでに示すお考えなのか、教えていただければと思います。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

具体的にいつまでとは現段階では決めていませんが、今回委員の皆様方にご協議いただいた内容については、最終的には次回、最終報告書を出していただいて、それを受けて、2月に今年度最終となる仙台市就学支援委員会がごございますので、その時に就学支援委員の皆様にもご提示申し上げようと思っております。そのほか、合同校長会などでも必要な部分については周知した上で、次年度に事務局で簡略化したり、一定の条件を示したりするスケジュールを考えたいと思っております。

委員の皆様にご協議いただいた内容になっていますので、来年度できるだけ早い段階で実施可能な部分から随時行っていければと考えているところでした。

(高屋委員長)

ありがとうございます。ほかにありませんか。

(癸生川委員)

的確にまとめていただきましてありがとうございます。

二点あります。一点目が就学支援委員会に関することです。市の就学支援委員会に出される相談票の簡易化については、学校の負担を減らすうえでは必要なことだと思うのですが、一方では、審議に必要な材料というものがどうしてもある訳なので、その辺については十分検討の上、進めていただけたらと思います。なかなか判断しにくくて、もう一回資料を求めることも多々ありますので、その辺のご検討をよろしくお願ひしたいと思います。

二点目は、学校の中で就学支援の決定ができるようにしていく条件整備についてです。

学校によって、特別支援教育に対する理解や判断基準が一樣ではないと思いますので、例えば特別支援教育コーディネーターの研修を広げるとか、コーディネーター連絡協議会の充実を図るとか、いろいろな機会でも特別支援教育の理解を広げていく必要があると思います。そうでないと、学校によっては判断に困ってしまうことも考えられるので、そちらの面も行っていただければと思います。

(高屋委員長)

ありがとうございます。ほかにありませんか。

それでは、続いて、最終報告書(案)について、事務局から説明いただきます。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

報告書(案)をご覧くださいと思います。

はじめに報告書(案)の全体の構成についてご説明いたします。目次をご覧ください。

この目次に示しましたように、「はじめに」に続きまして、「Ⅰ仙台市の就学支援の現状と課題」「Ⅱ仙台市の就学支援の在り方」そして「おわりに」、最後に「資料編」という構成で考えております。

ここからは、「Ⅰ仙台市の就学支援の現状と課題」についてご説明いたします。

「Ⅰ仙台市の就学支援の現状と課題」につきましては、昨年度の委員会でご協議いただいておりますので、まとめて説明させていただきます。

「1国と仙台市における就学支援の動向」につきましては、資料の1ページからの「(1)国における就学支援の動向」、3ページ目からの「(2)仙台市の就学支援の現状について」、そして、4ページから6ページにわたって「3仙台市の就学支援の課題」ということで、課題が(1)から(5)まで大きく五つ書かれております。ここまでが「Ⅰ仙台市の就学支援の現状と課題」となっております。

関連して、資料編のデータにつきましては、審議を始めた昨年度から月日がたっており、最新のデータに更新しているところがありますので簡単にご紹介いたします。資料編の14ページにございますデータをご覧ください。

「Ⅰ仙台市の就学支援の現状と課題」の文中、新しい数値に更新した部分は下線で示しております。つまり、このグラフと連動して数値が変わっているところがございますので、その点についてお話しさせていただきます。例えば、4ページの1行目にある審議件数で、下線が引かれている数字は、資料編の数値と連動して最新のものに更新されています。ほかのところでも同様に下線が引かれているところは資料編とリンクして更新されているとご理解いただければと思います。その他の変更点はございません。後ほどご確認いただければと思います。

この機会ですので、グラフで令和3年度の状況を入れてあるところなどは委員の皆様にもご紹介した方がいいと思いますので、説明させていただきます。16ページをご覧ください。

グラフ資料7は「特別支援学校、特別支援学級等在籍者数推移」となっていますが、令和3年度が一番右側になります。非常に増加しているということが分かるかと思ひます。ここ数年

かなり右肩上がりです。在籍者数が増加しています。

資料8は「小学校特別支援学級在籍者数」になりますが、一番多いのは実線に●で表している自閉症・情緒障害学級の在籍者数です。次いで多いのが511名で知的障害学級の在籍者になります。なお、肢体不自由学級や病弱・身体虚弱学級などの特別支援学級についてはほぼ横ばいという状況です。17ページにまいりますと、資料9「中学校特別支援学級在籍者数」となっております。こちらも、自閉症・情緒障害特別支援学級在籍者数が増えています。その次が知的障害特別支援学級在籍者数となっております。

資料10の「小学校通級指導教室通級児童数」で令和3年度に一番多いのは、LD等通級指導教室に通う児童で、ここ数年増加しているという状況は変わっていません。

そして18ページは、「中学校通級指導教室通級生徒数」になります。中学校は言語障害通級指導教室がないので「LD等」と「難聴」だけになりますが、中学校の方もLD等通級指導教室に通級する生徒が増加している傾向にあるということがこれを見ると分かると思います。

最後に、資料12「通常の学級で配慮が必要な児童生徒数」です。これは、毎年7月1日現在で調査を行っているものになりますが、グラフで一番下の濃い部分が、「診断があり保護者から申出があった数」で、1,913名になります。その上にある斜線の部分は、「申し出はないが学校で配慮を必要と判断する数」で2,532名あり、合わせて4,445名（速報値）ということで、これも過去最高となっております。

以前にもご説明しましたが、昨年度に総数が若干減っているのは、7月1日現在の調査でしたが、コロナの影響で学校スタートが6月だったため、校内委員会を開いて児童生徒の実態把握をするなど様々な会議等も十分行われていない中での調査となり、「申し出はないが学校で配慮を必要と判断する数」が減り、総数としても若干減ったのかのではないかと考えております。ただ、保護者からの申し出は毎年減ることなく増えているという状況にあります。

以上、最新の数値についてご紹介させていただきました。

まずは、ここまでの部分についてよろしく申し上げます。

(高屋委員長)

ありがとうございます。これまでこの委員会で確認してきました仙台市の就学支援の現状と課題について、データを最新のものにしたという説明で、文言も変わっているということになります。かつ、データについての説明もありました。

では、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から、質問、意見をいただきたいと思えます。何かございませんか。1分程度、時間を取りますので、資料を見てから発言願います。

(癸生川委員)

7ページの上の①に「特別支援学校、特別支援学級を検討する児童生徒が増加しており」という文言があるので、資料に特別支援学校を希望するという点に関するデータがあると、より分かりやすくなると思います。例えば仙台市在住の子供で年々特別支援学校を希望する子供が増えているデータですとか、あるいは就学支援委員会で特別支援学校が適切だと判断された数ですとかその辺の推移が分かると、非常に分かりやすいかと思いました。

(高屋委員長)

はい。仙台市における特別支援学校の希望の実態に関する意見でした。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

ありがとうございます。特別支援学校を希望する数が増えているということが分かるデータも盛り込みたいと思います。

(高屋委員長)

それは資料として入れるということになりますか。それとも文言の中に入れるということになりますか。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

グラフの表し方で無理がなければ、資料のグラフの中に入れるようにしたいと思います。

(高屋委員長)

ありがとうございます。癸生川委員。それでよろしいですか。

(癸生川委員)

はい。結構でございます。

(高屋委員長)

ほかの委員の皆様、何かございませんか。質問でも意見でも構いません。

(小野寺治歌委員)

資料5ですが、これは令和何年度のデータなのか。年度を記した方がよいかと思います。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

そのようにしたいと思います。

(高屋委員長)

ほかにないですか。

私からいいですか。16ページの資料7で小学校特別支援学級在籍者数と中学校特別支援学級在籍者数の数値が入っていますが、一つのグラフの中に四つのデータがありますので、小学校特別支援学級数と中学校特別支援学級数についても令和3年度だけでも数値を入れてもらうと、見やすさが違うのかなと思います。

同様に、資料8の方も、六つの障害種別の特別支援学級のグラフになりますが、数値が載っているのが三つだけで、三つ目の「29」がどの特別支援学級か重なっていて分かりません。肢体不自由学級でしょうか。可能であれば工夫して令和3年度だけでも全ての数値を入れてもらうと、資料と報告書の中の文言が読みやすくなるかと思いました。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

ご指摘いただいたとおりだと思いますので、こちらで工夫したいと思います。

(小野寺正枝委員)

資料を見て、この10年間ぐらいでそれぞれの数がすごく増加している。これだけ就学支援の在り方自体が重要になってくるという気がします。数の多さに驚いています。それと資料12「通常の学級で配慮が必要な児童生徒数」で、通常の学級で配慮が必要な子供たちの多いことが顕著に表れていると思いました。

「診断があり保護者から申出があった数」も増えているということは、保護者の関心も強くなってきているのと思いました。

(高屋委員長)

ありがとうございます。資料がいかに大切かということですね。文言も大事。資料も最新のものにしていただいて、この10年間の流れが見えて分かりやすいということでした。

ほかになければどんどん進みたいと思いますがよろしいでしょうか。

では、後半の「Ⅱ 仙台市の就学支援の在り方」について審議を進めていきたいと思います。

項目ごとに説明をいただいて、協議を行っていききたいと考えております。

最初に、1の(1)「仙台市就学支援委員会における効率化・迅速化を図る工夫」の説明をお願いします。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

それでは、9ページにありますように、はじめに説明があり、その後に○で「対応として考えられること」を記しています。委員の皆様にご協議いただいて、事務局のたたき台を修正してこのような骨子案となっております。確認も兼ねて読んでいきます。

「1 特別な学びの場を必要とする児童生徒の増加への対応

(1) 仙台市就学支援委員会における効率化・迅速化を図る工夫」

「特別支援教育を必要とする児童生徒の数は、少子高齢化の一方、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害の概念の変化や多様化など、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い、全国的に増加傾向にある。本市においても、障害のある児童生徒の学びの場を検討する仙台市就学支援委員会における審議件数は、増加の一途をたどっており、今後もさらに増加していくことが予想されることから、審議の在り方について見直しを図る必要がある。一方で、障害が重度・重複化、多様化している現状から、審議に時間を要するケースも増えており、個別のケースに応じた審議が行える環境を今後も整備していくことが求められる。

○ 市就学支援委員会の審議方法や審議の際に使用する資料等を工夫し、効率化や迅速化を図る必要がある。例えば、審議の参考資料として事前に事務局が対象児の実態をチェックリストにより整理した資料を作成したり、対象児の実態に応じた学びの場について事務局案を作成したりすることなどが考えられる。また、審議をスムーズに進めるために進行表を作成し、一定の手順に沿って審議を行えるようにすることも考えられる。

○ 限られた時間で、多様なケースの審議を可能とするために、個別のケースの状況に応じた審議方法等を検討する必要がある。例えば、対象児の状態や現在の学びの場に変化・変更がない場合は、審議を効率化するなどの工夫を行うことが考えられる。」

ほかのところにも多く出てくるのですが、委員の皆様からいただいたご意見を反映することも含めて、例えばこんなこともありますと、在り方検討委員会からの提案という形で見ていただけるような書き方をしています。特に(1)につきましては、コロナ対応もあって、すでに就学支援委員会でモデルケースとしてやっていることを参考にしながら入れたということになります。

まずは(1)についてよろしくをお願いします。

(高屋委員長)

(1) について丁寧に説明していただきました。委員の皆さんから質問や意見をいただきます。何かございませんか。

なければ次に進みます。次の(2)「通級指導教室の就学支援等についての工夫」について説明をお願いします。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

(1) と同様に説明します。(2)「通級指導教室の就学支援等についての工夫」。

「発達障害があり、特別な教育的ニーズが必要な児童生徒数の増加に伴い、通級指導教室を検討する児童生徒数も増加している。このため、通級指導教室に係る就学支援等に関しても、審

議に係る手続きの工夫をしながら、通級による指導を必要としている児童生徒が適切に指導を受けられるよう進めていく必要がある。

○ 市就学支援委員会の審議の際に使用する資料等を工夫し、効率化や迅速化を図る必要がある。例えば、対象児の実態に応じた学びの場について、事務局案を作成することなどが考えられる。

○ 児童生徒や保護者の通級に係る負担軽減を図るなど、多様なニーズに応えられるような仕組みを検討していくことが望ましい。例えば、これまで実施している拠点校方式のみではなく巡回指導方式を取り入れることが考えられる。」

ちなみに資料に入れませんが、二つ目の○にありました「巡回指導方式」ですが、今年度、小学校は七北田小学校、中学校は八乙女中学校を巡回指導方式のモデル校に指定して、七北田小学校の担当者は近隣の小学校を、八乙女中学校の担当者は近隣の中学校を巡回して指導に当たっています。

実施してみて、保護者の方や子供たちからは他校へ通級していた負担がなくなって非常に有り難いという声をいただいています。そのほかにも、通級による指導を行う先生が対象児の在籍校を巡回するので、その子供の学校での様子を知ることができ、学級担任の先生との連携も図りやすいという声が出ております。

一方、課題としては、これは表裏になります。巡回する先生たちの負担が結構あるということ、学習環境の整備として、指導する教室や教材を充実させていかなければならないということが挙げられています。参考までに紹介させていただきました。

(高屋委員長)

ありがとうございました。巡回指導方式をモデルとして行い、保護者の負担が軽減された一方で、移動時間も含め、訪問する先生方の負担が増えているということでした。このことも含めて質問や意見をお願いします。

(癸生川委員)

参考までに教えていただければと思いますが、巡回指導方式や拠点校方式の通級指導では普段1対1で指導しているのでしょうか。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

多くは1対1で指導していますが、発達障害のお子さんを対象とした通級指導教室の中では、お子さんの実態を踏まえた上で、指導の効果がと判断された場合は複数の子供たちと一緒に指導しているというケースもございます。

(高屋委員長)

ほかにごいませんか。

(寺本委員)

今、詳細に教えていただいたメリットとデメリットまでは載せないということは分かるのですが、今すでにモデル的に行っていること自体もこの資料に載せない方がいいという事情があるのですか。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

報告書案を作る段階で考えていなかっただけで、載せない方がいいという事情は特にありま

せん。只今ご意見をいただき、そのように入れるという手もあると感じたところです。

(寺本委員)

私は個人的には保護者の負担軽減のことも言われているので、巡回指導方式が仙台市でも一部で始まっているということも情報としてあっていいと感じました。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

貴重なご意見ありがとうございます。現在行っていることも織り込みながらこの中に表現していくかどうかも含めて検討して、次回の検討委員会で提案させていただきたいと思います。

(高屋委員長)

ありがとうございます。ほかにないですか。

(小野寺治歌委員)

担当者の負担軽減という観点から、通級担当者が教育相談を受けて資料を作ったり、その後の通級を始めるにあたっての文書のやり取りをするなどの業務がありますが、これは1枚1枚書き込んだり入れ込んだりするもので、できるだけエクセルのデータに入り込んで反映されるようにするといった様式に変更できないものかと考えていました。そういうことを盛り込むことは可能でしょうか。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

資料の(2)の一つ目の○にある「資料等を工夫し、効率化や迅速化を図る」ことの一つの例としてということですね。エクセルのデータ等、あまり具体的には記しませんが、例の一つとして入れる方向で検討し、次回に提案させていただきます。

(高屋委員長)

職員の負担軽減ということで、具体的な例を挙げるということだと思いますので、それも踏まえて入れていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

それでは次に行きます。「(3)新就学児相談会に係る工夫」について説明をお願いします。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

こちらについても、コロナ対応ですでにモデル的に実施している内容を参考にしながら入れたところですよ。

「新就学児の相談においては、保護者が教育の場に関して正しく理解するための情報を提供することが重要である。また、対象となる子供の教育的ニーズを共有し、学びの場の決定に至るプロセスの中で、保護者の意向を可能な限り尊重しつつ合意形成を図りながら、教育相談のさらなる充実を図っていくことが望ましい。

本市においては、就学に際して特別な学びの場を希望するまたは検討している幼児が増加していることから、新就学児相談会に参加する幼児の数も増えており、個別のケースに応じた教育相談の在り方を検討していく必要がある。

○ 限られた条件の中で、事務局と保護者が相互に必要な情報を共有し、その後の就学に向けた手続きや相談を円滑に進めていけるように、相談会の持ち方(日時、会場、対象者、相談員、相談方法、相談時間等)を検討していくことが望ましい。」としました。

(高屋委員長)

ありがとうございます。(3)に関して質問や意見があればお願いします。

(癸生川委員)

最後の○のところの「限られた条件の中で」というのは新型コロナウイルス感染症のことを想定しているということですか。

事務局(特別支援教育課：秋山課長)

ここでは新型コロナウイルス感染症は特に考えておらず、新就学児相談会の設定できる日数、一人当たりの相談時間、対応する事務局や相談員の人数などを指しています。

(高屋委員長)

「限られたと」ということの解釈が、今の状況下では混乱しやすいということかと思います。

それでは「1 特別な学びの場を必要とする児童生徒の増加への対応」について一通り見てきましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。なければ次に進みます。

では、「2 早期からの一貫した支援の推進」について説明をお願いします。

事務局(特別支援教育課：秋山課長)

「障害のある子供について、障害を早期に把握し発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があるとともに、障害のある子供を支える家族に対する支援という側面からも大きな意義がある。

本市では、就学前年度に新就学児相談会に参加した保護者への就学支援ガイダンスを行っているが、本格的な就学期の相談が開始される以前の適切な時期から、保護者への適切な情報提供を行う機会を設定することが望ましい。

○ 障害のある子供にとって、義務教育の入り口となる小学校等の入学時から、一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの場を検討していくことが重要となる。このため、就学前の早い時期から、本人・保護者に対してあらかじめ就学に関する手続きの流れ等について、適切な情報提供を行い、就学先決定に際して円滑なプロセスをたどることができるようにすることが求められている。例えば、5歳児保護者を対象とするガイダンスを開催することが考えられる。

○ 就学前に在籍する保育所等の職員は、子供の育ちや発達について保護者と日常的に情報交換を行い、養育に係る相談・支援の役割を担っている。このことから、保育所等の職員に対しても、義務教育段階においては、障害等の状態を踏まえた多様な学びの場が用意されていることや、学びの場を決定するまでの手続きの流れがあることなどについて、正確な情報を提供する必要があります。例えば、保育所等の職員に対する説明や関係資料の提供等が考えられる。

○ 保護者への情報提供に当たっては、必要な情報に手軽にアクセスできる環境を整えるなど、様々なニーズに対応可能な方法を用意しておくことが望ましい。例えば、集合形式による説明会の設定や資料提供、インターネットの活用等が考えられる。」としております。この辺りは委員の皆様からいただいたご意見を多く取り入れているところになります。

(高屋委員長)

ありがとうございます。意見と質問をお願いします。

よろしいですか。それでは「2」については特にないということで、次に進みます。「3 関係機関の連携の充実」について説明をお願いします。

事務局(特別支援教育課：秋山課長)

「障害のある子供に対して必要な支援を行うためには、教育部局と福祉部局とが早期から連

携して、子供の発達支援や子育て支援を行うことで、支援の担い手を多層的にすることが重要である。この際、教育と福祉との効果的かつ効率的な連携体制を構築し、担当者同士の信頼関係を築くことが求められている。

本市では、これまでも教育部局の特別支援教育課と福祉部局の発達相談支援センターが、「特別支援教育と発達障害児支援に関する連絡調整会議」等を定期的を開催することにより、密接に連携してきた。このことを土台とし、就学支援に係る相談や資料提供、また情報交換や研修等について、今後さらなる改善・充実を図ることが期待される。

また、一貫した教育支援を効果的に行うために、教育支援の主体が変わる移行期における学校種を超えた引継ぎは、特に重要になる。これら移行期における情報提供や情報共有がより適切に行われることを目指し、さらなる充実を図ることが望ましい。

○ 発達相談支援センターと特別支援教育課においては、これまでも部局を超えた連携が図られてきた。今後も、定期的で開催されている「特別支援教育と発達障害児支援に関する連絡調整会議」等の諸会議や日常的に行う情報交換の充実を図るとともに、顔の見える関係づくりをさらに行っていくことが求められる。

○ 乳幼児の母子保健を担当する仙台市子供未来局子供保健福祉課との連携においては、支援を必要とする子供に対する就学に向けての情報提供や、子供についての情報共有、引き継ぎの在り方を検討していくことが、今後期待される。例えば、令和3年度から5歳児とその保護者を対象とした「5歳児のびのび発達相談」との連携が考えられる。

○ 保育所等との連携においては、これまでも仙台市教育委員会主催の会議（特別支援教育コーディネーター連絡協議会）について、幼稚園・保育所・認定こども園等にも参加を呼びかけるなど、学校との連携を図ってきた。今後もこれらの取組を推進し、支援を必要とする子供についての情報提供や情報共有を図ることを通じて、一貫した教育支援を進めていくことが求められる。例えば、中学校区を中心に学校が主体となって開催している会議（特別支援教育コーディネーター地区別連絡協議会）等を活用することが考えられる。」としております。

ここににつきましては、これまでも特にアールと特別支援教育課の連携について時間をかけて構築してきましたものがありますので、それを土台にして子供未来局との連携も進めていくことになっていることから、そのあたりを中心に整理をしました。以上です。

（高屋委員長）

説明ありがとうございます。では今の「3」の項目について意見や質問があればお願いします。

（寺本委員）

中身ではなく表現の問題なのですが、二つ目の○の「例えば、令和3年度から5歳児と」というところの「令和3年度」が文章にうまく入り込んでいないと思います。令和3年度から5歳児のびのび発達相談が始まっているということですね。ですから、修正が必要と感じました。

（高屋委員長）

文言の訂正についてありがとうございます。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

今いただいた点について修正したものを出したいと思います。

（高屋委員長）

ほかにありませんか。では次に進みます。「4 多様で柔軟な仕組みの整備」について説明をお願いします。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

「学校教育においては、障害のある子供の自立と社会参加を目指した取り組みを含め、「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を推進していくことが求められている。そのための環境整備として、子供一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。このため、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級や特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意していくことが必要であり、子供一人一人の教育的ニーズについて、特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容を整理していく必要がある。

その際、「基礎的環境整備」や「合理的配慮」について、その提供の必要性や妥当性等について市就学支援委員会等の意見を参考にしながら、個別の教育的ニーズのある子供に対しての必要な支援を総合的に判断する仕組みを充実させることが望ましい。

○ 就学後の学びの場について、就学先決定後も障害の状態等を踏まえ柔軟に学びの場を変更することが可能であることについて、保護者及び学校関係者に周知するための取組を推進していくことが求められる。

○ 「合理的配慮」としての医療的ケア対象児に対する看護師配置や肢体不自由児に対する介助員配置等について、市就学支援委員会での審議に基づき適切な配置を行うなど、今後も個々のニーズに応じた支援の提供を図ることが必要である。なお、令和3年9月18日に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、今後も教育委員会や学校が合理的配慮の提供を検討する際に、助言等を行うことが求められる。

○ 小中学校の学校内における学びの場の柔軟な活用及び特別支援学級と通常の学級との日常的な交流及び共同学習、また特別支援学校と小中学校との計画的な居住地校交流のさらなる充実を図ることが必要である。このような取組は、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、ともに関わり合う経験を通して互いに尊重し合うことの大切さを学ぶ機会となるなど、共生社会の実現のために大きな意義を持っている。このため、今後も通知や教育委員会作成資料等を通じて、学校に対し周知を図っていくことが望ましい。」としております。

（高屋委員長）

ありがとうございました。では「4多様で柔軟な仕組みの整備」について意見と質問をお願いします。

（小野寺治歌委員）

表記のことで、「自立と社会参加を目指した取り組み」のところは名詞なので「り」と「み」はいらぬですね。

（高屋委員長）

使い方を統一するということですね。

私からいいですか。三つ目の○の最後のところに「通知や」と書いてあるのですが、私たち教育委員会側の人間は文部科学省からの通知をイメージするのですが、ここでは教育委員会からの通知という意味でしょうか。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

実際に行っているのですが、毎年度初めに、居住地校交流を行っている宮城県立支援学校と仙台市立鶴谷特別支援学校を合わせて、居住地校交流を各学校で積極的に取り組んでくださいという通知を各小中学校に出しています。

（高屋委員長）

特定の通知なのですね。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

はい。それをイメージして、そういったものを通じてということで書いたのですが、通知という表現が一般の方が読んだときに何だろうというところがあるのかどうかですね。

（高屋委員長）

今聞いて分かったのですが、たぶんこの文言だけ見ると読む立場の人によってはどこからくる通知だろうとなると思うものですから、簡単な説明があるといいと思いました。

ほかの委員からもご意見をお願いします。

大丈夫ですか。では「5校内就学支援体制の充実」について説明をお願いします。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

最後の「5校内就学支援体制の充実」になります。

「令和2年度、仙台市就学支援委員会の審議結果に沿った就学をした在籍児の割合は約95%となっており、新就学児の約80%と比較して高い割合となっている。このような状況から、各校における就学支援体制については、概ね整備されてきていると評価できるところではあるが、各校における就学支援体制や適切な就学支援については、今後もさらなる充実を図っていくことが期待される。

校内での取組を推進する上で大切にしたい視点は、教育的ニーズは成長に伴い変化していくものであるということである。このことから、個別の教育支援計画の作成・活用による一人一人の障害の状態等に応じた適切な支援を行うとともに、必要な支援内容の定期的な見直しを行うことを通じて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう取組を進めることが必要である。

また、連続性のある多様な学びの場を充実・整備させていくことや、学びの場は固定したものではなく、児童生徒の教育的ニーズを踏まえて常に変化するものであることについて、学校と保護者が共通の認識を持つ必要がある。

なお、特別な支援を必要とする児童生徒の増加に伴い、特別な学びの場の検討を必要とする児童生徒も増加している現状から、学校における就学支援を進める上での業務量も増加している。このことを踏まえ、学校の負担軽減を図る方法についても、今後検討していくことが求められている。

○ 個別の教育支援計画の作成・活用について、対象となる児童生徒の教育的ニーズを整理した上で、現在の教育的ニーズの変化を的確に把握し、学習状況や結果について評価・検証していくことが必要である。

○ 学びの場の変更や検討をする場合、保護者と学校の間で十分な合意形成が図られたり、児童生徒の実態把握が十分に行われ、校内就学支援委員会で審議がなされたりすることが重要である。このため、就学時のみならず、就学後も引き続き保護者ときめ細かな教育相談・就学相談を行うことや、連続性のある多様な学びの場を充実させる取組の必要性や柔軟に学びの場を変更することが可能であることについて、校内で共通理解を図ることが求められる。例えば、関係会議で使用する手引等を市教委が作成し、各学校の就学支援担当者に対する説明や研修を行うことや、校内において就学支援に関する研修や情報共有を行うことなどが考えられる。

○ 特別な学びの場の検討を必要としている児童が増加している現状から、小中学校における就学支援に係る業務の見直しを行い、就学支援事務等の効率化・迅速化を図ることにより小中学校の負担軽減を行うことができるよう、今後検討を進めていく必要がある。例えば、対象児の状態や現在の学びの場に変化・変更がない場合は、学校が作成する資料を簡略化することなどが考えられる。このことについては、「1の(1)」と関連しています。以上です。

(高屋委員長)

ありがとうございます。まず、5番に限って質問と意見を求めます。

(小野寺治歌委員)

13ページの上の方にある「関係会議で使用する手引等」とありますが、この「関係会議」とはどういったものですか。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

この「関係会議」というのは、例えば校内であれば、打ち合わせも含めて校内での就学支援に係る会議、先生方の就学支援に関する研修会や子供の実態把握やそれを受けた検討会などをイメージしておりました。

(高屋委員長)

関係者が集まる会議ではなくて、校内の会議で使用するということですか。そうであれば「校内の」と挿入した方がいいですね。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

はい、この辺りの表現を検討し、次の会に提案したいと思います。今のご指摘を受けて、確かに「関係会議」が校内なのか校外も含めてなのか、そのあたりが分かるように表現したいと改めて思いました。ありがとうございます。

(高屋委員長)

最終案になりますので、文言の方も気付いたことがありましたら出していただけると事務局の方も助かると思いますのでどんどん意見をいただくと助かります。

(癸生川委員)

一番初めにご説明いただいた資料2の中の5ページの検討案というところで、校内で就学支援を行って、ある一定の条件を満たせばというところの説明があったのですが、これは今回の報告書（案）には組み込まれないということになりますか。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

骨子案の中には、ここまで具体的に入れない方がいいと判断しました。

(高屋委員長)

よろしいですか。併せて「5歳児」という言葉もたくさん出てきますが、前の質問で年中の場合と年長の場合の二つの解釈があるということは書かないということでもよろしいですね。ここでは5歳児としておいて運用の中で幅広く対応していくと答えられましたが、報告書では5歳児のことを特に説明しないということでもよろしいでしょうか。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

そのつもりでした。

(高屋委員長)

「5」についてほかになれば、全体を通してこれだけはぜひ伝えておきたいということがあれば、お願いしたいと思います。

(癸生川委員)

文章に入れるか入れないかはまた別の話になりますが、校内就学支援委員会で最終的に決定するのは校長ですので、校長、管理職の研修がかなり必要になってくるのではないかと思います。ある程度校長の理解がないと、就学支援もスムーズに進まないと思いますので、それについてもやっていただけたらと思います。

(高屋委員長)

管理職（校長、教頭）という意味ですか。校長という意味ですか。

(癸生川委員)

校内就学支援委員会の委員長は校長になりますので校長という意味になります。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

はい。検討したいと思います。

(高屋委員長)

全体を通して意見と質問がありましたらお願いします。

(癸生川委員)

9ページにあります仙台市就学支援委員会における効率化・迅速化を図る工夫として、資料の簡略化もそうですが、的確な資料の提出をしていただくことがすごく大事だと思います。判断するのに分かりやすい資料を提出していただくことが大事だと思うので、その点ではガイドランスやガイドラインについても提示していただけるとありがたいと思います。

(高屋委員長)

文言上の表現もありますか。

(癸生川委員)

学校から出す資料の簡略化は必要だと思います。加えて、資料の精選や的確な資料の提出などですね。

(高屋委員長)

資料の簡略化だけでなく、資料の精選や的確な資料の提出も含めてもっと明確にした方がいいのではという意見ですね。

(癸生川委員)

その方が効率的に進められると思います。

(高屋委員長)

ありがとうございます。ほかによろしいですか。

なければ、十分にご意見をいただいたと考えますので、これをもって質疑、意見の交換を終了したいと思います。

今、いただいた意見等を基に事務局で報告書（案）を再整理することとなりますが、基本的なところは、今回提示されました事務局案にご承認いただけますでしょうか。寺本委員、よろしければ挙手をお願いします。はい、皆さんにご承認いただいたということになります。

では、本日の議事は以上になりますが、皆様から何かございましたらお願いいたします。ないようですね。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。次回は、いよいよ最終回となり、スケジュールにあるとおり、報告書（案）の決定と教育長への報告となる予定です。

それでは、事務局へお返しいたします。

(4) 閉会

事務局（特別支援教育課：堀越主任指導主事）

皆様、お疲れ様でした。

事務局から、連絡がございます。机の上に茶封筒を置いてございます。寺本委員には後日送付させていただきます。茶封筒の中身は、次回の開催案内と出欠予定表になりますのでご確認ください。次回は検討委員会の最終回となります。11月25日（木）、午後3時から、この会場を予定しております。会議への出欠につきましては、11月8日（金）までに、お知らせくださいますよう、お願いいたします。

併せまして、本日、会議中に発言できなかったご意見等がございました場合には封筒内の所定の用紙、もしくは任意の様式にご記入の上、10月29日（金）までにご提出いただきますようお願いいたします。追加でいただいたご意見につきましても、会議中のご意見と同様に扱ってまいります。

なお、今回協議に使用した資料につきましては、こちらでお預かりすることができますので、ご希望の場合は事務局職員にお申し付けください。

それでは、閉会にあたりまして、特別支援教育課 秋山課長より閉会のごあいさつを申し上げます。

事務局（特別支援教育課：秋山課長）

熱心なご協議ありがとうございました。高屋委員長からもありましたが、本委員会も残すところあと1回ということで、次回が最終回ということになりました。

冒頭で部長が申しましたが、新就学児の相談会に参加された保護者の方が300人くらいいらっしゃって、その後さらに100人くらいいらっしゃったということで、グラフでも見ていただいたように特別支援学級などに在籍するお子さんが増えているという背景の一つには、特別支援教育に対する理解が深まってきたということと、それに対しての期待が非常に大きくなってきているというところがある、ということを私どもも感じているところです。

委員の皆様にもいろいろご協議いただいた事を、お家の方や子供たちの期待に応えられる施策につなげていけるように、今後とも気をしっかり引き締めて頑張っていきたいと思っております。

本日は長時間にわたり熱心なご協議をありがとうございました。

事務局（特別支援教育課：堀越主任指導主事）

それでは、以上をもちまして、本日の会議の一切を終了とさせていただきます。皆様、本日はありがとうございました。